



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年2月21日金曜日 第586号

## ◇ 目 次 ◇

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....	（保健福祉課）.....	88
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....	（経営支援課）.....	88
土地改良区役員の就退任の届出.....	（中予地方局農村整備第一課）.....	90
建設業者の許可の取消し.....	（中予地方局管理課）.....	91
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	（ " ）.....	91
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）.....	91

## 公 告

東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業.....	（企業立地課）.....	91
--------------------------	--------------	----

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	（選挙管理委員会）.....	94
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	（ " ）.....	95

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
合同会社いつき	愛媛県伊予市下吾川341番地74	訪問看護ステーションいつき	愛媛県伊予市下吾川341番地74	令和7年1月1日

### ○愛媛県告示第119号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
クスリのアオキ上分店	四国中央市上分町字岸之上441番1 外	大規模小売店舗の名称	フレッシュバリュー上分店	クスリのアオキ上分店	令和6年9月1日	令和7年2月6日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイ堤製パン株式会社	株式会社クスリのアオキ	令和7年1月20日	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第120号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
クスリのアオキ今治本町店	今治市本町6丁目78-1	大規模小売店舗の名称	フレッシュバリュー今治本町店	クスリのアオキ今治本町店	令和6年9月1日	令和7年2月6日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイ 四国中央市上分町44-2番地1 代表取締役 後藤 隆彦	株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木 宏憲		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第121号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する 年月日	届出の日 年月日
クスリのアオキ上分店	四国中央市上分町字岸之上441番1 外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,601.88平方メートル	1,847平方メートル	令和7年10月7日	令和7年2月6日
		駐車場の位置及び収容台数	72台	71台		
		駐輪場の位置及び収容台数	50台	16台		

	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後9時45分まで	午前8時から午後10時まで
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時まで	午前7時45分から午後10時15分まで
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第122号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
クスリのアオキ今治本町店	今治市本町6丁目782-1	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,350.55平方メートル	1,638.47平方メートル	令和7年10月7日	令和7年2月6日
		駐車場の位置及び収容台数	110台	74台		
		駐輪場の位置	1箇所	3箇所		
		荷さばき施設の位置及び面積	199.68平方メートル	72.0平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	132.3立方メートル	27.0立方メートル		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

道後平野土地改良区から次のとおり役員が、退任した旨の届出があった。

令和7年2月21日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	福島 清繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地

" 佐川 秀紀 伊予郡砥部町万年610番地

## ○愛媛県告示第124号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-5)第17170号	令和5年6月3日	フォンテトレーディング(株)	川北 杏奈	松山市下伊台町1309-10	令和7年1月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-3)第16038号	令和3年10月19日	大和コンストラクション(株)	松本 裕仁	松山市余戸中1-1-26	令和7年1月17日	土木工事業	建設業の廃止(一部)

## ○愛媛県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	広田双海線	伊予市中山町佐礼谷甲820番4	旧	メートル 22.1~24.7	キロメートル 0.036	
			新	22.1~26.5	0.036	

## ○愛媛県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広田双海線	伊予市中山町佐礼谷甲820番4	令和7年2月21日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月21日

愛媛県知事 中村 時広

## 1 入札に付する事項

## (1) 事業名

東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業（以下「本事業」という。）

## (2) 事業実施場所

愛媛県西条市ひうち字西ひうち30番、31番及び32番並びに30番、31番、32番及び33番の地先公有水面

## (3) 事業方式

本事業の事業方式は、設計・施工一括発注方式（事業者が地盤改良整備の設計、施工等の業務を一括して行う方式をいう。）とする。

## (4) 事業内容

事業者が行う地盤改良整備業務は、次のとおりとする。

ア 本事業に伴う申請等の手続及びその関連業務

イ 地盤改良整備に係る設計及びその関連業務

ウ 地盤改良整備に係る工事及びその関連工事

- (5) 事業地面積  
314,000平方メートル(概算値)
- (6) 事業期間  
事業契約の締結の日から令和9年3月15日まで
- (7) 予定価格  
6,448,919,000円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 応募者の構成
    - ア 応募者は、設計業務を実施する者1者及び工事業務を実施する者2者又は3者からなる、計3者又は4者の構成員により任意かつ自主的に結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。  
なお、共同企業体の有効期間は、次に定める期間であること。
      - (ア) 本事業の契約の相手方となった場合は、当該事業の代金の精算払を受けるまでの間
      - (イ) 本事業の契約の相手方とならなかった場合は、当該事業の契約の相手方が確定するまでの間
    - イ 共同企業体の構成における代表企業とは、当該共同企業体の構成員のうち、当該共同企業体を代表し、入札参加手続等を行う者であって、工事業務を実施する構成員の中で出資比率が最大のものをいう。
    - ウ 応募者は、一般競争入札参加要件確認申請書及び必要書類(以下「参加要件確認書類」という。)の提出の際に代表企業及びそれ以外の構成員並びにそれぞれの担当業務を明記すること。
    - エ 応募者の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の応募者の構成員として参加してはならない。
  - (2) 応募者の構成員に共通する参加要件
    - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
    - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
    - ウ 4(2)アの受付期間の最終日(以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。)から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
    - エ 応募者の構成員又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が次に掲げる者でないこと。
      - (ア) 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)
      - (イ) 暴力団員等ではなくなった日から5年を経過しない者
      - (ウ) 暴力団員等又は(イ)に掲げる者がその事業活動を支配する者

- オ 次に掲げる規定による届出をしていない者(当該規定が適用されない者を除く。)でないこと。
  - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
  - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
  - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- カ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。
  - (ア) 資本関係
    - 次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。
      - a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合
      - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - (イ) 人的関係
      - 次のいずれかに該当する2者の関係にある場合
        - a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等に現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、再生手続が進行中の会社又は更生会社である場合を除く。
        - b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
      - (ウ) その他の関係
        - その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
  - キ 次に掲げる本事業に関係する法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係を有する者でないこと。  
商号 日本工営株式会社  
所在地 東京都千代田区麹町五丁目4番地
  - ク 東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係を有する者でないこと。
  - (3) 個別参加要件
    - ア 設計業務(1(4)イの業務をいう。以下同じ。)を実施する者  
設計業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。
      - (ア) 知事の審査を受け、業種区分「土木関係建設コンサルタント業」について、令和5年度及び令和6年度の特定期調達契約に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。
      - (イ) 一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去15年間に、軟弱地盤対策工の設計業務を主契約者として受注した実績を有する者であること。ただし、当該業務については、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム(テクリス)に登録されたものであること。
    - イ 工事業務(1(4)ウの業務をいう。以下同じ。)を実施する者  
代表企業は(ア)から(キ)までの全ての要件を満たし、その他の者は(ア)から(ウ)まで及び(ク)から(コ)までの全ての要件を満たすこと。

なお、構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- a 工事業務を実施する構成員が2者の場合 全体（設計業務を含む。以下同じ。）の30パーセント以上
- b 工事業務を実施する構成員が3者の場合 全体の20パーセント以上
- (ア) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について、令和5年度及び令和6年度の特定制約に定める競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (ウ) 令和4年度又は令和5年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、令和4年度の平均点数又は令和5年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。
- (エ) 土木一式工事について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（以下「格付け結果通知」という。）（一般競争入札参加要件確認基準日において効力を有する直近の格付けに係るもの。以下同じ。）の格付けがS等級の者であること。
- (オ) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去1年7か月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の建設工事の種別年間平均完成工事高が、土木一式工事において5億円以上の者であること。
- (カ) 一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去15年間に、軟弱地盤処理工事（請負金額10億円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上）の土木一式工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）としての施工実績を有する者であること。ただし、当該工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了した工事であること（工事の一部が完成して引渡しが完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によること）。
- なお、当該工事が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。
- (キ) 次の要件を全て満たす監理（主任）技術者を専任で配置することができる者であること。
- なお、この公告の工事については、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置は認めない。
- a 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目が「建設部門」に係るものに限る。）に合格した者に限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資

格者証（土木工事業に係るものに限る。）の交付を受け、監理技術者講習を修了している者であること。

- b 一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去15年間に、(カ)に規定する要件を満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の2分の1以上を占め、(カ)に規定する内容を施工する期間に従事した経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者又は現場代理人（副現場代理人を除く。）としての従事経験を含む。）を有すること。
- c 当該技術者を配置する構成員と一般競争入札参加要件確認基準日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- (ク) 土木一式工事について、格付け結果通知の格付けがS等級又はA等級の者であること。
- (ケ) 直近の経営事項審査の結果通知書の建設工事の種別年間平均完成工事高が、土木一式工事において3億円以上の者であること。
- (コ) (キ)a及びcを満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

### 3 入札説明書の交付

#### (1) 交付期間

この公告の日から令和7年3月21日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

#### (2) 交付方法

6(8)に掲げる場所で交付する。

### 4 入札参加要件の確認

- (1) 応募者は、参加要件確認書類を提出して、入札参加要件の確認を受けなければならない。

#### (2) 参加要件確認書類の受付

##### ア 受付期間

令和7年3月18日（火）から3月21日（金）までの執務時間中

##### イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

##### ウ 持参による取扱い

持参により参加要件確認書類を提出する場合は、アに掲げる期間内に6(8)に掲げる場所へ提出すること。

##### エ 郵送による取扱い

郵送により参加要件確認書類を提出する場合は、書留郵便により、令和7年3月21日（金）午後5時15分までに、6(9)に掲げる場所に必着のこと。

オ 入札参加要件の確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、令和7年3月28日（金）までに、書面により通知する。

##### カ その他

(ア) 参加要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された参加要件確認書類は、返却しない。

(ウ) 詳細は、入札説明書による。

### 5 入札の手続

4により入札参加要件の確認を受けた者は、入札説明書で規定

する入札書及び提案内容を記載した資料（以下「入札提出書類」という。）を次のとおり提出すること。

(1) 入札提出書類の受領期限

ア 持参により入札提出書類を提出する場合は、令和7年4月18日（金）午前11時までに、6(8)に掲げる場所へ提出すること。

イ 郵送により入札提出書類を提出する場合は、書留郵便により、令和7年4月17日（木）午後5時15分までに、6(9)に掲げる場所に必着のこと。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月18日（金）午後2時

イ 場所

愛媛県松山市一番町四丁目2番地

愛媛県経済労働部会議室（NTT愛媛ビル2棟4階）

(3) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札書に記載する入札金額は、1(4)に掲げる業務の総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効等

ア 入札参加要件を満たさない者及び入札参加要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加要件を満たすことを確認された者であっても、入札時点において入札参加要件を満たさなくなっているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約の成立

ア 本事業の開札は、令和7年度当初予算が愛媛県議会で成立した場合に限り行う。

イ 本事業に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

(7) 落札者決定基準

ア 評価に当たっては、1,000点の範囲内で配点を行い、総合評価点の最も高い応募者を落札者とする。

イ 配点に当たっては、内容評価点と価格点に区分し、内容評価点を500点とし、価格点を500点とする。

ウ この落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(8) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目2番地

電話番号 (089)912 2260

FAX番号 (089)912 2259

電子メール kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp

(9) 参加要件確認書類等の郵送先

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課

〒790 570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity: All works for the Toyo Port Saijo Area Ground Improvement Development Project, including application procedure, design and construction

(2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 18, April 2025

(3) For further information, please contact: Investment Promotion Division, Industry and Labor Bureau, Economy and Labor Department, Ehime Prefectural Government, 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2260

FAX 089 912 2259

e mail kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>1 病院</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名 称</th> <th style="width:33%;">所 在 地</th> <th style="width:33%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 介護老人保健施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名 称</th> <th style="width:33%;">所 在 地</th> <th style="width:33%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ~ 6 省略</p>	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略						省略			名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略						省略			<p>1 病院</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名 称</th> <th style="width:33%;">所 在 地</th> <th style="width:33%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>波方中央病院</td> <td>今治市波方町樋口甲 1683 - 1</td> <td>昭和56年9月7日</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 介護老人保健施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名 称</th> <th style="width:33%;">所 在 地</th> <th style="width:33%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人保健施設養老の里</td> <td>今治市波方町樋口甲 1686 - 1</td> <td>平成9年9月5日</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ~ 6 省略</p>	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			波方中央病院	今治市波方町樋口甲 1683 - 1	昭和56年9月7日	省略			名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			老人保健施設養老の里	今治市波方町樋口甲 1686 - 1	平成9年9月5日	省略		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																																															
省略																																																	
省略																																																	
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																																															
省略																																																	
省略																																																	
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																																															
省略																																																	
波方中央病院	今治市波方町樋口甲 1683 - 1	昭和56年9月7日																																															
省略																																																	
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																																															
省略																																																	
老人保健施設養老の里	今治市波方町樋口甲 1686 - 1	平成9年9月5日																																															
省略																																																	

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年2月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,104,929
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,099
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 238,117

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,523	14,175
南宇和郡	16,829	5,610
松山市・上浮穴郡	426,579	137,764
今治市・越智郡	130,341	43,447
宇和島市・北宇和郡	69,948	23,316
八幡浜市・西宇和郡	33,371	11,124
新居浜市	95,094	31,698
西条市	86,975	28,992
大洲市・喜多郡	46,586	15,529
伊予市	29,985	9,995
四国中央市	69,352	23,118

西予市	29,536	9,846
東温市	27,810	9,270